

2023年4月

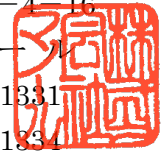
お得意様各位

東京都足立区宮城 2-4-16

株式会社 マノール

TEL 03-3927-1331

FAX 03-3927-1334



がん原性物質の通知に関しまして

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました（厚労省告示第371号）。

この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までにGHS分類されたものが対象になります。

2023年4月1日より「がん原性物質」を取り扱う場合、作業記録等の作成と30年間の保管が安全衛生規則第557条の2第3項に規定されました。

対象製品は以下となり、SDSの15項 適用法令に「がん原性物質」の記載を行うべく、順次改定してまいります。ご使用におきましては作業記録等の保存をお願い申し上げます。

敬 具

記

対象製品	対象物質（がん原性物質）
ハイパーポリマーAE-45 ポリマー3倍液型 サクビ45	酢酸ビニル

以上